国土交通省海事局が国の検査機関として初めてISO 9001取得

(地方運輸局を含む船舶検査等実施組織が対象)

１．海事局検査測度課、安全基準課、総務課外国船舶監督業務調整室は、「船舶検査、船舶登録測度及び外国船舶監督業務並びにこれらに関連する基準の策定」について、(材)日本品質保証機構による ISO 9001(2000 年版)に基づく品質マネージメントシステムの登録審査を受け、平成 18 年 6 月 23 日付で登録された。登録対象となる組織は、上記本省組織の他、関東運輸局等 10 地方運輸局(神戸運輸監理部含む)及び東京運輸支局等 5 運輸支局等の船舶検査、船舶登録測度、外国船舶監督業務を行う部署で、対象職員総数は約 330 人にのぼる。

２．審査登録機関による登録審査では、➀業務手順の文書化、➁手順書に従った業務の実施、➂実施記録の管理、➃PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルによる業務の継続的改善等、を行う体制が整っていることが確認された。今後、構築されたシステムにより、継続的改善を通じた行政サービスの高品質化・事業者ニーズへの迅速な対応や、手順の文書化を通じた全国における行政サービスの均一化を図る。

なお、品質マネジメントシステムの基本的方向を定めた品質方針では、

① 海事関連技術の高度化や海上輸送の多様化等の経済社会環境の変化に留意しつつ、国民の視点に立って、行政ニーズの的確な把握とその実現に努めること、

② 国際約束を適確に実施するとともに、世界有数の海事産業を擁する先進国として、船舶の安全の確保及び海洋環境の保全等の分野における国際貢献に努めることを謳っている。

３．品質マネジメントシステム導入の背景としては、

① 今年度中に行われる予定の国際海事機関（IMO）加盟国監査への対応として、世界的に認められた ISO 9001 の採用が効果的であること、

② ７月１日の海事技術専門官（船舶検査官、船舶測度官、外国船舶監督官の３官を統合した官）の導入を円滑に行うために、業務手順を文書化し、人的資源の能力を把握した上で業務を行わせる必要があること、

③ 団塊世代の大量退職に備え、効率的な人材育成・技術伝承を踏まえた研修制度が必要となることがある。

４．今般の ISO 9001 登録は、国の検査執行関係機関としては初めて、かつ、全国規模の官署を対象とした公共行政組織としては全国で初めてのものとなる。